

国海環第102号  
令和7年9月3日

別紙関係団体 担当理事等 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長  
河合 崇  
(公印省略)

昭和58年9月30日付け船査第616号「海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について(依命通達)」の一部改正について

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条の規定の運用については、昭和58年9月30日付け船査第616号「海洋汚染防止設備等に関する技術上の基準を定める省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について(依命通達)」(最終改正令和6年7月12日付け国海環第27号)により国土交通大臣が指示しているところですが、今般、廃油処理バージの実態に鑑み、廃油処理バージに要求される設備上の要件の見直しを行い、標記通達の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

## (送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部	長
日本小型船舶検査機構	理	長
一般財団法人 日本海事協会	副	長
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専	事
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常	事
一般社団法人 海洋水産システム協会	会	長
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事	長
一般社団法人 大日本水産会	専	事
一般社団法人 日本海事代理士会	会	長
一般社団法人 日本外航客船協会	常	事
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	専	事
一般社団法人 日本作業船協会	会	長
一般社団法人 日本船主協会	理	長
一般社団法人 日本船舶電装協会	専	事
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専	事
一般社団法人 日本造船工業会	専	事
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専	事
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常	事
一般社団法人 日本舶用機関整備協会	専	事
一般社団法人 日本舶用工業会	専	事
一般社団法人 日本旅客船協会	会	長
公益社団法人 日本海難防止協会	会	長
全国内航タンカー海運組合	会	長
全日本海員組合	組	合
日本内航海運組合総連合会	理	事
American Bureau of Shipping		Vice President, Japan
DNV AS		Country Manager, Japan
Lloyd's Register Group Limited		General Manager, Japan
ビューローベリタスジャパン株式会社	船 級 部 門	長

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第2条及び第3条に基づく特殊な設備又は貨物艙の技術上の基準及び特殊な船舶の海洋汚染防止設備等について（依命通達）

（昭和58年9月30日付け船査第616号、最終改正令和6年7月12日付け国海環第27号）

（改正箇所は二重棒線）

改 正 後	現 行	備 考
<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「令」という。）第2条に基づく特殊な設備又は貨物艙 1～4（略）</p> <p><u>5</u> 専ら廃油を積載するバージであって、積載する廃油に含まれる油分の最大量が200 m<sup>3</sup>未満であるものについては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第2条に基づき、タンカー以外の船舶（海洋汚染等防止法検査心得Ⅰ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令 1. 2 (d) に掲げるノンタンカーをいう。）と同等のものとして、取り扱われる。この場合において、廃油に含まれる油分量が200 m<sup>3</sup>を超えないことを、船舶所有者が確約した書面を提出するとともに、必要に応じて立入り検査を行い、油記録簿等関係書類を確認する。</p>	<p>I 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（以下「令」という。）第2条に基づく特殊な設備又は貨物艙 1～4（略）</p> <p>（新設）</p>	